

事務連絡(安-2020-22)
令和2年6月22日

(配布先)

施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
設備部長、安全長・安全主任
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】ブルドーザーの走行停止時の措置について(指示)

標記について、安全環境本部本部長より指示がありましたので連絡します。

先日、関西支店管轄の作業所にて、作業場から重機仮置場へ移動中のブルドーザーから運転手が転落し、自ら運転していたブルドーザーに轢かれて死亡するという災害が発生しました。

状況は別紙資料に記載をしていますが、被災者はちょっとした気の緩みで、本来守るべき安全管理・エンジンを切る基本動作をしない状況で、後ろからきている同僚に声をかけようとしたのだと推察されます。


当社は、平成28年1月に同種災害が発生しており、今回防止できなかったことを反省しなければなりません。

ついては、同種災害を二度と発生させないために、安全環境本部本部長指示を周知徹底する事を強く指示します。

以上

(配布先)
関係部門長・支店長
部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)20-02
令和2年6月10日

安全環境本部長 

ブルドーザーの走行停止時の措置について(指示)

過日、当社作業所で、作業場所から重機仮置場へ移動中のブルドーザーから運転手が転落し、運転していたブルドーザーに轢かれて死亡するという災害が発生しました。

被災者は、後方を走行していたミニバックホウの運転手に話しかけようと、減速ペダルを踏み込んでブルドーザーを停止させたものの、原動機を停止させる等の逸走防止措置をとることなく、運転席の扉を開けて立ち上がった際、減速ペダルの踏み込みが緩み、ブルドーザーが前進したことによりバランスを崩し、転落してキャタピラに轢かれたものと推察されます。

当社では、平成28年1月に高低差約1.0mの法面を前進で下ろうとしたブルドーザーの運転手が、今回同様自らが運転するブルドーザーに轢かれて死亡する事案が発生しており、同種災害を防止できなかったことは慙愧に耐えません。

については、同種災害を二度と発生させないため、下記事項を周知徹底することを強く指示します。

記

- ・ブルドーザーの運転においては、運転席で立ち上がる等走行停止時についても、安衛則第160条第1項に準じて、「原動機を止め、かつ走行ブレーキをかける等の逸走を防止する措置」を講じさせること

<添付資料> 平成28年3月8日発行 事務連絡15-43
車両系建設機械に関するルールに徹底について(要請)

以 上

労働安全衛生規則

第二章 建設機械等

第一節 車両系建設機械

第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止

(運転位置から離れる場合の措置)

第一百六十条 事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 バケツト、ジツパー等の作業装置を地上に下ろすこと。
 - 二 原動機を止め、かつ走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。
- 2 前項の運転者は、車両系建設機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 15-43
平成 28 年 3 月 8 日

安全環境本部

安全部長



車両系建設機械に関するルールの徹底について(要請)

標記について、1/21 開催の全社安全環境部長会議での協議に基づき、下記の事項を全社的に実施することとしたので、周知徹底するよう要請します。

なお、支店災害防止協議会会長宛の要請文(案)を添付しますので、災防協への協力依頼等にご活用ください。

記

1. 作業所内の安全意識を喚起するため、新たに作成する「車両系建設機械のルール徹底ポスター」を掲示する。
2. オペレーターの安全意識を喚起するため、新たに作成する「車両系建設機械のルール徹底看板」を作業中の運転室に掲示させる。

<添付資料>

- (1) 車両系建設機械のルール徹底ポスター
- (2) 車両系建設機械のルール徹底看板
- (3) 支店災害防止協議会会長宛要請文(案)

以上

■車両系建設機械のルール徹底ポスター

The poster features several illustrations of construction workers in blue uniforms and yellow hard hats interacting with various pieces of machinery. In the top left, a worker is driving a green truck. In the top center, a worker holds a coiled string key. In the top right, a worker is buckling a seatbelt. In the middle right, a worker is adjusting a wheel stop on a green truck. In the center, a worker is running away from a yellow tractor. In the bottom left, a worker is setting up chocks on a yellow excavator. In the bottom right, a worker is running away from a yellow bulldozer. The background is a light blue sky with white clouds and a grey ground.

発進移動時のクラクション合図!

ストリングキーを必ず使用!

シートベルトの着用を徹底!

ヨシッ!

ヨシッ!

ヨシッ!

ヨシッ!

ヨシッ!

ヨシッ!

ヨシッ!

エンジン停止キーを抜く!

降車時は輪止めを設置!

降車時はキャタ上コーン設置!

ブレーキ! 作業装置を接地!

徹底しよう!!

車両系建設機械の運転ルール

■車両系建設機械のルール徹底看板

マグネット200×450

私	運 転 時	ストリングキーを必ず使用！ 発進移動時クラクション合図！ シートベルトの着用を徹底！
	は 降 車 時	エンジン停止・キーを抜く！ ブレーキ！作業装置を接地！ 輪止め・キャタ上コーンを設置！

マグネット用 修正（目隠し）ステッカー

28×346

28×346

ステッカー100×225

私	運 転 時	ストリングキーを必ず使用！ 発進移動時クラクション合図！ シートベルトの着用を徹底！
	は 降 車 時	エンジン停止・キーを抜く！ ブレーキ！作業装置を接地！ 輪止め・キャタ上コーンを設置！

ステッカー用 修正（目隠し）ステッカー

14×173

14×173

平成 28 年 3 月**日

□□支店災害防止協議会 会長 殿

清水建設株式会社

車両系建設機械のルール徹底について（要請）

去る1月7日と1月16日に、当社作業所で、車両系建設機械による死亡災害が連続して発生しました。前者は、路盤整正作業中のモーターグレーダー（整地用車両系建設機械）の運転手が、前方の作業状況を確認するため、勾配13.5%の傾斜地にサイドブレーキを掛けて駐車し、運転席を離れた際にモーターグレーダーが逸走して舗装作業中の作業員が轢かれたものです。後者は、ブルドーザーの運転手が重機置場から作業場所へ移動中に、高低差約1.0mの法面を前進で下ろうとした際に、何らかの理由で座席からキャタピラ上に転落し、運転していたブルドーザーに轢かれたものです。

車両系建設機械の運転手が運転位置から離れる場合の措置については、労働安全衛生規則第160条（資料-1）に逸走防止を目的に規定されているとともに、当社では「建設機械ペナルティ制度」（資料-2）を定めて、建設機械関連災害の絶滅をめざしております。また、車両系建設機械の転倒・転落による危険防止のため、労働安全衛生規則第157条が定められていたのに加えて、平成25年4月の同規則改正により第157条の2が新たに定められ、運転手に危険が生ずるのを防止する努力義務としてシートベルトの着用等が求められています。

つきましては、同種災害を発生させないため、下記事項を全社的に実行することとしましたので、貴会会員会社及び傘下の事業者に対して、周知徹底していただくよう要請します。

記

- ・オペレーターの安全意識を喚起するため、新たに作成する添付の「車両系建設機械のルール徹底看板」を作業中の運転室に掲示し、内容を順守する。

＜添付資料＞

- （資料-1）労働安全衛生規則第160条
- （資料-2）建設機械ペナルティ制度
- （資料-3）車両系建設機械のルール徹底看板

以 上

労働安全衛生規則

第二章 建設機械等

第一節 車両系建設機械

第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止

(運転位置から離れる場合の措置)

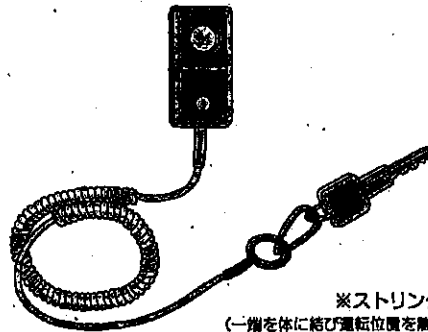
第一百六十条 事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 バケット、ジツパー等の作業装置を地上に下ろすこと。
 - 二 原動機を止め、かつ走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。
- 2 前項の運転者は、車両系建設機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

清水建設株式会社・清水建設全国連合取引業者災害防止協議会 編
 取引業者送出し教育教本「現場でケガをしないために!!」より

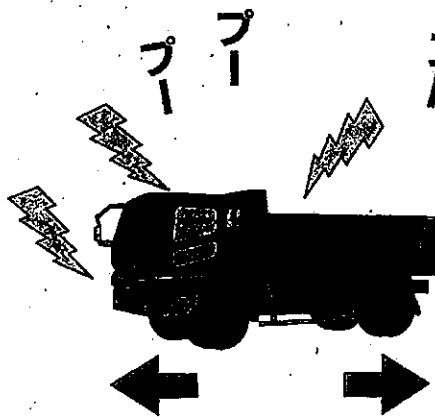
(3) 建設機械ペナルティ制度

- ◆目的 ○クレーン・建設機械関連災害の絶滅。
- ◆実施内容 ①運転者はストリングキー[※]を使用し、運転位置を離れる際は、逸走防止措置を行い、原動機を停止して、キーを所持。
 ②重機・ダンプ等を前後進させる際は、クラクション合図により始動。
 ☆市街地等では、作業所で定めた合図方法による

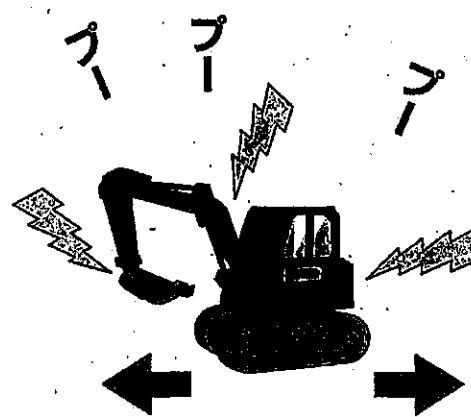


※ストリングキー：ひも付きの鍵
 (一端を体に結び運転位置を離れる時に鍵を外すことを目的としたもの)

車両発進時クラクション合図



重機移動時クラクション合図



- ◆ペナルティ ①上記二項目に違反があった場合、一次、二次を問わず、作業所は事業者[※]に報告して教育実施を指示。
 ②事業者は、違反発生の日から7日以内に関係者に自主教育を実施し、教育内容を統責者に報告。



③上記教育を未実施の場合は、一次、二次を問わず取引停止。
 (取引停止期間は各支店で設定)

■車両系建設機械のルール徹底看板

マグネット200×450

私 は	運転時	ストリングキーを必ず使用！ 発進移動時クラクション合図！ シートベルトの着用を徹底！
	降車時	エンジン停止・キーを抜く！ ブレーキ！作業装置を接地！ 輪止め・キャタ上コーンを設置！

マグネット用 修正（目隠し）ステッカー

28×346

28×346

ステッカー100×225

私 は	運転時	ストリングキーを必ず使用！ 発進移動時クラクション合図！ シートベルトの着用を徹底！
	降車時	エンジン停止・キーを抜く！ ブレーキ！作業装置を接地！ 輪止め・キャタ上コーンを設置！

ステッカー用 修正（目隠し）ステッカー

14×173

14×173